

ライオンズクラブ国際協会 334-A 地区  
地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー選挙規程

第1条（規程の目的）

地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙に関する事項は、国際会則、同付則、複合地区会則に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンズクラブのメンバー各自が、ライオンとしての誇りとその責任を自覚し、且つこの規程を誠実に遵守して、実施されなければならない。

第3条（指名選挙委員会）

- 1 選挙は、指名選挙委員会が管理、運営する。
- 2 指名選挙委員会は、委員長1名、委員3名で組織し、いずれも地区ガバナーの任命とする。
- 3 委員長は、指名選挙委員会を招集し、その議長となり、指名選挙委員会を代表する。
- 4 指名選挙委員会は、選挙事務の実施にあたり、「副幹事等の助力」を地区ガバナーに要請することができる。

第4条（立候補の資格、時期）

- 1（資格）地区ガバナーの立候補の資格は国際付則第9条第4項、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの立候補の資格は国際付則第9条第6項、に各定められているところによる。
- 2（届出）地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの各立候補者は、立候補届に経歴書を付けてクラブ会長に提出する。クラブ会長は、理事会で審議し、例会で承認を得た後、クラブ推薦書を付けて地区ガバナーに提出する。
- 3（承認）各候補者の立候補届は、毎年1月末日までに前項記載の書類を添付して提出し、第3回キャビネット会議において承認を得なければならない。

第5条（告示、公報、立会演説会）

- 1（告示）指名選挙委員会は、適宜、選挙の期日、場所、候補者の氏名、生年月日、登録年月日を届け出順に記載して、地区ガバナーと委員長の連名で告示することができる。
- 2（公報）指名選挙委員会は、適宜、候補者の氏名、生年月日、登録年月日、経歴、抱負（候補者の提出するもの）を記載した選挙公報を、地区ガバナーと委員長の連名で発行することができる。
- 3（立会演説会）指名選挙委員会は、必要に応じて、立会演説会を実施することができる。

#### 第6条（選挙運動）

- 1 選挙運動は、第3回キャビネット会議の翌日から選挙日の立会演説会までに限り行うことができる。
- 2 選挙運動は、饗応、利益の供与その他ライオンズクラブ会員としての品位を害するような行為をしてはならない。
- 3 選挙に関し、メンバーの自宅を訪問してはならない。
- 4 正副ガバナーの3名は、選挙運動をしてはならない。

#### 第7条（違反行為に対する処置）

- 1 指名選挙委員会は、前条に違反する行為を認めたときは、地区ガバナーに報告したうえで、その立候補者および同人が所属するクラブの会長に対し、口頭または書面で厳重注意または警告をすることができる。
- 2 指名選挙委員会は、前項の厳重注意または警告をしたにもかかわらず同様の行為が繰り返されるときは、立候補者名と違反行為の内容を地区ガバナーに報告し、地区ガバナーはキャビネット会議その他で公表することができる。

#### 第8条（投票および開票）

投票および開票については、別に定める「334-A地区 次期地区ガバナー・第一副地区ガバナー・第二副地区ガバナー選挙実施要領」の定めるところによる。

#### 第9条（災害等緊急事態による特例措置）

自然災害、騒乱、感染症パンデミック等によって、本選挙手続規則によりがたい場合、選挙に関する手続き、方法等はキャビネット会議の承認を得て変更することができる。

〈附則〉第1条 この規程は、2026年3月16日から施行する。

第2条 この規程の改廃は、334-A地区キャビネット会議の決議を経て行うものとする。